



# 県民とのパートナーシップ

自動車交通公害や廃棄物問題、地球温暖化問題など、今日の環境問題の多くが、日常の社会経済活動やライフスタイルによる環境負荷の集積に起因しているという特質があります。そうした環境問題を解決するためには、県はもとより、県民、企業、NPO、市町村などあらゆる主体が常に環境に配慮して行動、協働・連携して取組を進めることが必要です。

県では、県民、企業、NPO、市町村等とのパートナーシップを構築し、実効ある環境保全対策を進めていきたいと考えています。

## 1 新アジェンダ21かながわの推進【環境計画課】

持続可能な社会の実現を目指す行動指針である「新アジェンダ21かながわ」について、その背景、内容、協働による仕組みなどをご紹介します。新アジェンダは、その内容、推進体制、推進の仕組みにおいて、県民、企業、NPO、行政など地域社会の様々な主体が環境改善に向け協働して取り組んでいくことを基本としています。

### ■「新アジェンダ21かながわ」採択の経緯と背景

平成4年の「地球サミット」を契機に平成5年1月に県民・企業・行政の3者が協働して地球温暖化防止をはじめとする地球環境問題に取り組むための行動指針として「アジェンダ21かながわ」を採択し、3者で設立した「かながわ地球環境保全推進会議」（構成団体：県民団体・企業団体・県・市町村等の109団体（平成20年4月現在））を推進母体として、それぞれの行動主体が普及啓発活動や率先的行動に取り組んできました。

しかしながら、採択後10年を経過し、この活動を通じて、地球環境保全の意識は高まった一方、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の県内での排出量は増加しているなど、具体的な行動につながっていないといった課題も生じてきていました。

こうした経緯を踏まえて、「かながわ地球環境保全推進会議」では「アジェンダ21かながわ」を見直し、より実効性を重視した「新アジェンダ21かながわ」を平成15年10月24日の総会で採択しました。

### ■「新アジェンダ21かながわ」の構成及び主要内容

「新アジェンダ21かながわ」は、神奈川を持続可能な社会にすることを目指し、30年後の神奈川の望ましい姿を長期的ビジョン、その実現に向けた今後10年間における「11分野」（①エネルギー②ごみ（廃棄物）③化学物質④そら（空）⑤みず（水）⑥みどり・つち（緑・土）⑦まちづくり⑧環境マネジメント⑨環境産業⑩環境教育・環境学習⑪国際協力）、21項目の「行動目標」と「数値目標」を示した中期的なアクション、そしてアクションを効果的に実施するための組織や仕組みについて記載した推進体制の3つから構成されています。

21項目の「行動目標」については、その実現を図るため、目標ごとに県民、企業、NPO等、行政が行動主体となって取り組む具体的な行動メニューを提案しています。



「新アジェンダ21かながわ」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/agenda/la21k.html>

### ■「新アジェンダ21かながわ」の推進体制

「推進組織」としては、平成16年度に「マイアジェンダ登録」をした個人などで構成する「実践行動部会」を推進会議内に新たに設置し、民間等とのパートナーシップによる推進体制の構築と活性化を図りました。さらに推進会議の運営についても、NPO法人かながわアジェンダ推進センターと協働で担う体制に組織の見直しを行いました。

## ■ マイアジェンダ制度

「推進の仕組み」としては、県民、企業、NPO、行政、学校などの主体が、自らの環境配慮に向けた自主的な取組を登録することで、環境配慮に対する取組の「環」を広げる「マイアジェンダ登録」を推進するマイアジェンダ制度を創設しました。

「マイアジェンダ登録」は、個人によるものと、企業、NPO、行政、学校などの組織・団体によるものの2種類があります。

また、個人の「マイアジェンダ登録」については、ノーベル平和賞を受賞されたケニアの元環境副大臣のマータイさんが、資源を大切にす意味の日本語「もったいない」という言葉を世界に呼びかけている「もったいない運動」に賛同し、登録項目のうち「もったいない」に関連する10項目をピックアップした「マイアジェンダ登録 “もったいないバージョン”」を平成17年6月に作成し、登録の普及を図っています。

平成21年8月末の個人のマイアジェンダ登録数は、7万件を超え、団体、企業、行政等を含むマイアジェンダ登録全体では、80,570件となり、さらに普及拡大を図るため引き続き登録を呼びかけていきます。

▶表2-11-1 マイアジェンダ制度の概要

区 分	登録する項目
個人のマイアジェンダ登録	個人の自主的な取組 「全項目バージョン」 平成15年10月の本制度スタートとともに取り組んでいるもので、項目数が35項目ある。 「もったいない登録」(もったいないバージョン) 平成17年6月から取り組んでいるもので、項目を「不要な電気は切る」などの「もったいない」に関連した10項目に絞ったもの。
	(1) 率先実行の取組 自ら率先して環境配慮活動を実行するもの 例：省エネや廃棄物の削減・リサイクルの取組など
組織・団体のマイアジェンダ登録 (企業、NPO等、行政、学校等)	(2) パートナーシップによる取組 組織や団体が参加者を広く募ったり、相互に連携することで協働して環境配慮活動に取り組むもの 例：行政、NPOなどが森林整備や環境家計簿の活用を呼びかけみんなで実践するなど

▶表2-11-2 もったいない登録

分 野	取組内容
エネルギー	1 家電製品等を購入するときは、省エネルギー型機器を選んで購入します。
	2 不要な照明など無駄なエネルギー利用を改善します。
	3 家庭の消費電力の10%を占める待機電力を削減します。
ごみ(廃棄物)	4 ごみの分別と資源化にしっかり取り組みます。
	5 物を購入するときは、廃棄物の少なくなるものや長期使用できるものを選んで購入します。
	6 生ごみ(食べ残し)の発生を極力減らします。
	7 物を購入するときは、リユースできるもの、再生材やリサイクルしやすい素材を使用しているものなどを優先的に購入します。
そら(空)	8 アイドリングストップやエコドライブに取り組みます。
みず(水)	9 節水や水の再利用をします。
グリーン購入	10 商品購入時、包装を控え、詰め替え製品などを利用します。また、マイバックを持参するなどして、レジ袋を断ります。



「マイアジェンダ制度」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/agenda/mottainai.htm>

マイアジェンダ

検索



## 2 水源林・森林再生パートナー制度【森林課】

県は、継続した寄附と森林活動によって企業・団体に水源の森林づくりへ協力していただく「水源林パートナー制度」を平成10年度に創設し、また平成21年3月からは、寄附を受け、整備した森林に「〇〇の森」と名称を設定することができる、いわゆる「ネーミングライツ」を導入した「森林再生パートナー」制度に拡充しています。

これらのパートナーは、特定の森林に、水源の森林づくりへ参加協力している旨の表示ができ、この森林を核として森林活動を行っていただいております。

### ● 両制度に参加していただいている企業・団体 ●

神奈川トヨタ自動車(株)、麒麟ビール(株)、連合神奈川、鈴廣かまぼこ(株)、(株)湘南リビング新聞社・(株)サンケイリビング新聞社、(社)神奈川県法人会連合会、富士フィルム(株)、タカナシ乳業(株)、住友スリーエム(株)、(学)本田学園つくの幼稚園、JAグループ神奈川、麒麟ビバレッジ(株)、(株)スリオンテック、新日本石油(株)、NECエレクトロニクス(株)、(株)神工舎・(有)太田材木店、伊藤忠エネクス(株)、(株)荏原製作所、(株)半導体エネルギー研究所、鶴岡八幡宮槐の会、横浜トヨペット労働組合、日立電子サービス(株)、日揮(株)、三菱重工業(株)、(株)東芝、アサヒビール(株)  
(平成21年8月1日現在 20企業6団体)

## 3 多様な主体の参画でさらに広がるアマモ場再生活動【水産課】

県では、東京湾におけるアマモ場の再生に平成15年度から試験的に取り組んできましたが、平成18年度からは、主に横浜市、横須賀市の地先で、海の環境改善に取り組むNPO法人、市民団体、漁業協同組合、地元の小学校、民間企業など多様な団体との協働により、播種や苗の移植などアマモ場の再生に向けた取り組みを拡大展開しています。県水産技術センターでは、遺伝子攪乱のおそれがない東京湾産アマモの種苗の安定生産が可能となり、平成15～20年度の活動で東京湾の横浜市、横須賀市の地先（計8箇所）において、約7,700㎡のアマモ場を造成しました。また、このようなアマモ場再生をはじめとした環境保全活動の普及を促進するため、平成20年12月には、アマモ場などの藻場や干潟・浅場の再生・保全活動に取り組む団体や行政組織が全国から集まり、活動の問題点や普及のあり方について意見を交換する「全国アマモサミット2008」を横浜市のみなとみらい地区で開催しました。

平成21年度は、再生されたアマモ場（横浜市海の公園）から初めて花枝を採取して、水産技術センターでアマモ種苗の大量生産に取り組んでいます。生産された種苗は、NPOや他の自治体など、東京湾のアマモ場再生に取り組む団体へ提供していく予定です。一方、地元漁協、NPO、企業からなる「葉山アマモ協議会」が平成19年に発足し、相模湾側でも着実にアマモ場の再生実績を積み上げています。県は、同協議会の活動についても支援しています。



「アマモ場再生会議」

<http://www.amamo.org>



横浜市海の公園での苗移植イベント（平成21年4月26日）



全国アマモサミット2008（平成20年12月5～7日）

## 4 丹沢の緑を育む活動【緑政課】

丹沢山地は、ブナやモミの原生林、ニホンジカやツキノワグマなどの大型野生動物などの多様な動植物相を持っている地域ですが、近年、生態系に大きな異変が起り、広範囲のブナの立ち枯れ、林床植生とササの後退など、その多様性が急速に失われつつあります。広大な丹沢山地で自然環境保全対策を効率的に実施するためには、県民の自発的な協力が必要であり、県では県民参加による取組を推進しています。

その一環として、県では「丹沢の緑を育む集い実行委員会」（平成10年度）を組織し、森林衰退が著しい大倉尾根花立で丹沢産樹木の苗の植樹及びモニタリングを、堂平周辺においてウラジロモミ等をニホンジカの採食から守るために防護ネット設置をボランティアとの協働で実施しています。

これらの県民参加活動は、「丹沢大山自然再生計画」の「特定課題Ⅷ 自然公園の適正利用」に位置付けられ、今後もブナ林等の保全対策事業として定期的に行われます。



●平成20年度の実施状況●

実施日	活動内容	場所	参加者数	実施本数
5月31日 10月25日	植樹	三ノ塔	148人	400本
9月27日	防護ネット 設置	天王寺 尾根	40人	7本（新設） 103本（交換）

## 5 子ども里地里山体験学校【農地課】

里地里山は、農林業の生産の場や人々の生活の場として形成され、良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養、レクリエーションの場の提供などの多面にわたる機能を発揮しています。しかしながら、近年、生活様式の変化などにより里地里山の管理がされにくくなっており、その多面的機能が失われつつあります。里地里山の保全、再生及び活用は、里地里山の多面的機能の恵沢を多くの県民が享受していることから、土地所有者等、県民、県、市町村等が相互に連携し、協働した取組が必要です。

その一環として、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づき、県では、里地里山に対する理解の促進、ふれあいの機会を提供するため、農林業体験、生き物とのふれあい体験、地域特有の知恵や技術の体験などを行う「子ども里地里山体験学校」を開催しています。

〔平成20年度の実施状況〕

平成20年6月1日（日）相模原市城山町川尻の水田で田植え体験、里地里山の山野草を食材とした料理講習会及び里地里山の竹細工体験を実施しました。（写真左）

平成20年10月25日（土）稲刈りや粃すりなどの体験を実施しました。（写真右）



## 6 流域環境保全活動の推進【大気水質課】

### 1 桂川・相模川流域協議会

山梨県の山中湖を源流とし相模湾に注ぐ全長113kmの相模川（山梨県内では桂川と呼ばれる。）は、本県の水道水の6割を賄っており、その水質の保全是、本県にとって重要な課題となっています。この桂川・相模川の流域環境を保全するため、山梨県と神奈川県は共同して平成7年度から3年計画で、流域の市民、事業者、行政の参加により「桂川・相模川流域環境保全行動推進事業」を行いました。

平成9年度には、流域に関わる市民、事業者、行政が流域の環境の保全について合意形成をはかり長期的な活動を進めていくために、「桂川・相模川流域協議会」を設立し、流域環境を保全していくための行動計画となる「アジェンダ21桂川・相模川」を策定しました。現在、同協議会では、市民、事業者、行政が連携してクリーンキャンペーンや上下流交流事業など流域環境保全の取組を進めています。



### 2 酒匂川水系保全協議会

静岡県の富士山に源を発し、相模湾に注ぐ全長43kmの酒匂川（静岡県内では鮎沢川と呼ばれる。）は、本県の水道水の3割を賄うなど、本県にとって、相模川と並んで重要な河川です。

この鮎沢川・酒匂川の水質保全を図るため、上流の静岡県と水質保全対策等について定期的に会議を実施しています。

さらに、平成10年度に「酒匂川水系保全協議会」に両県で参画し、協議会の活動を通して、鮎沢川・酒匂川流域の環境保全を図るため、両県、市町、事業者が一体となった取組を行っています。



## 7 ボランティア活動の推進【かながわ県民活動サポートセンター】

県では、ボランティア活動\*の自主性、主体性を尊重しながら、県とボランティア団体等が協力し、協働して事業を進めていくことや、ボランティア団体等の活動を促進するための支援を目的として、平成13年度に「かながわボランティア活動推進基金21」を設置し、次のような事業を行っています。

#### (1) 協働事業負担金

地域社会にとって必要な公益的事業で、ボランティア団体等と県とが対等の立場でパートナーシップを組んで行えば、一層の効果が期待できる事業に対して、その事業に要する経費を負担します。

#### (2) ボランティア活動補助金

地域社会の抱える課題解決に自発的に取り組む事業など、ボランティア団体等が行う事業に要する経費を補助します。

#### (3) ボランティア活動奨励賞

他のモデルとなるようなボランティア活動を行っている団体等を表彰します。

「かながわボランティア活動推進基金21」では、協働事業負担金により13団体（うち環境分野は2団体）と協働事業を実施したほか、ボランティア活動補助金を7団体に交付し、ボランティア活動奨励賞に5団体（うち環境分野は1団体）を選定しました。（平成20年度実績）

\*ボランティア活動：ボランティアやNPO（民間非営利団体）が行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の公益的活動（いわゆる宗教、政治、選挙活動を除く）のこと。

